

鶴居村農業委員候補者募集要項

現在の農業委員は、令和8年7月19日で任期満了となることから、新たな農業委員候補者を募集します。委員の任命は、原則、認定農業者等が委員の過半を占め、かつ、農業者以外の者を最低1名以上任命する必要がありますので、農業者以外の方でも農業委員になることができます。

●募集人員：9人

●任期：令和8年7月20日～令和11年7月19日（3年間）

●身分：鶴居村の非常勤特別職

●報酬：月額47,000円（会長は月額60,000円）

●推薦及び応募資格

(1) 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者
(2) 鶴居村に住所を有する者。ただし、特別の事情があればその限りではない。
(3) 次のいずれかに該当する者は、農業委員となることはできません。

◆破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

◆禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は受けことがなくなるまでの者

◆農業委員との兼職が禁止されている職に就いている者

教育委員、固定資産評価審査委員、人事委員、公平委員など

●推薦及び応募方法

(1) 地域からの推薦

(2) 団体からの推薦

(3) 一般応募

推薦及び応募は、指定された様式に必要事項を記入の上、鶴居村農業委員会事務局へ提出して下さい。様式は、鶴居村農業委員会事務局で配布するほか、鶴居村ホームページからダウンロードすることができます。

●推薦及び応募受付期間：令和8年2月2日（月）～令和8年3月6日（金）

●その他

推薦及び応募者が定数を超えた場合は、評価委員会を開催し委員候補者を決定します。また、推薦を受けた者及び募集に応じた者並びに推薦した者については、応募期間中及び期間終了後遅滞なく、氏名、年齢、職業等を鶴居村ホームページにて公表します。

ご不明な点等がありましたら、鶴居村農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。

性別等を問わず、積極的な応募をお願い致します。

【農業委員会とは】

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づいて設置される行政委員会です。

農業者の代表等である委員で構成されており、村長が地域の農業者及び農業関係団体等からの推薦並びに一般公募により候補者を募り、議会の同意を得て、任命する仕組みとなっています。

主な業務は、農地の売買・貸借の許可等（農地法3条、農用地利用集積等促進計画関連）や農地転用の許可及び届出の受理（農地法4条・5条）、遊休農地対策、違反転用防止対策など農地に対する業務をはじめ、農地の税制や農業者年金に關わる業務も行っています。

【提出先・問合せ先】鶴居村農業委員会事務局

鶴居村鶴居西1丁目1番地 電話：0154-64-2114